

【注 意 事 項】

- 1 福祉用具等の貸出期間は、2週間以内とします。ただし、特別な事情により、延長を希望する場合には、その理由を申し出て貸出期間を2週間延長することができます。
- 2 福祉用具等は、申請者立ち会いのもと、貸し出す前の点検と返還後の点検等を行います。
- 3 申請者は、貸出を受けた福祉用具等を転貸してはいけません。
- 4 申請者は、福祉用具等を損傷又は滅失したときは、直ちにその理由を記載し、福祉用具等損傷(滅失)届(様式第3)を会長に提出しなければなりません。
- 5 損傷又は滅失の理由が、故意又は申請者及び使用者の管理不十分のために生じたときは、会長は申請者に対して損害の実費を弁償させることができます。
- 6 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに福祉用具等を返還しなければなりません。
 - (1) 市外へ転出するとき。
 - (2) 福祉用具等の使用を中止するとき。
 - (3) 福祉用具等を損傷したとき。